

警備業法の一部改正について

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止され、標識の掲示義務が課されます。

改正内容

○ 認定証の廃止

認定証の廃止に伴い、認定（更新）の際、認定証を交付しません。

ただし、認定（更新）申請審査の手数料（23,000円）は必要です。

認定の有効期間及び更新申請期限（有効期間の満了の日の30日前までに）に変更はありません。

○ 認定証再交付申請及び書換申請の廃止

認定証の廃止に伴い、認定証の再交付申請及び書換申請が廃止されます。

○ 標識の新設及び掲示について

警備業者は、自ら作成した「標識」を主たる営業所に掲示するとともに、常時使用する従業者の数が5人以下である場合又は当該警備業者が管理するウェブサイト~~を有していない~~場合を除き、ウェブサイト上でも掲示しなければなりません。

なお、標識の様式は警備業法施行規則別記様式第2号で定められています。

○ 認定証の交付を受けている警備業者について

令和6年4月1日以降は、認定証ではなく、標識を掲示しなければなりません。

詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】

和歌山県警察本部 生活安全企画課

許可等事務審査室 警備業担当

電話番号（代表） 073-423-0110



和歌山県警察